かすみがうら市いきいき長寿プラン策定業務委託仕様書

１．業務名

　　　かすみがうら市いきいき長寿プラン

（高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画）策定業務

２．委託期間

　　　契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

３．委託場所・委託者

　　　茨城県かすみがうら市下稲吉2633－19

　　　かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

４．目的

　　　かすみがうら市いきいき長寿プランの策定にあたっては、国・県の動向を踏まえつつ、本市の高齢者福祉の現状と課題を的確に把握することで、取り組むべき施策を明らかにするとともに、サービス量の推計さらには介護保険料を算定し、これらを盛り込むことになっている。

当該業務については、高い専門性と技術、豊富な知識・経験が求められることから、計画策定に向けて全面的な支援を得られる受託事業者を選定するため、その仕様を定めるものである。

５．内容

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町　村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものである。

現行のかすみがうら市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画との整合性を図りつつ、本市が提供するデータ及び調査内容を整理・分析し、課題を抽出した上で、サービス量の推計、介護保険料の算定等に加えて、諸課題に対応するための施策を企画・立案するなど、総合的に計画策定の支援を行うものとする。

（１）計画の内容

①高齢者福祉計画

　　　　全ての高齢者を対象とした保健・福祉サービスの提供や健康・いきがいづくり、寝たきり・認知症の予防、権利擁護、安全安心のまちづくり等、保健福祉事業全般に関する施策を計画の範囲とする。

②介護保険事業計画

　　　　介護保険法の規定に基づく介護保険の給付対象サービスや地域支援事業の見込み、円滑な実施を図るための方策を計画の範囲とする。

③計画の期間

令和9年度から令和11年度の3ヵ年とする。

（２）委託業務の内容

■令和7年度（アンケート調査の実施）

計画策定に向けた基礎情報を収集し提供するとともに、厚生労働省が示す各種調査に係る手引き等に配慮の上、各種アンケート調査を実施し報告書を作成する。

１）調査の基本設計

　調査票等の作成、配布・回収、集計・分析、データの作成・報告書の作成業務

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内に在住する要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者

・配 布 数：1,200件

・抽出方法：単純無作為抽出（委託者がデータ提供する）

・調査項目：厚生労働省が示す必須項目のほか、オプション項目及び独自項目

（権利擁護事業・認知症計画等）の追加について、委託者と協議し決定する。

②在宅介護実態調査

・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内に在住する在宅の要介護認定者

・配 布 数：500件（目標サンプル数300件以上）

　　　　　　※国が示す目標サンプル数600件のうち約300件は、認定調査員による聞き取り調査により回収予定。

・抽出方法：単純無作為抽出（委託者がデータ提供する）

・調査項目：厚生労働省が示す必須項目のほか、オプション項目及び独自項目

（権利擁護事業・認知症計画等）の追加について、委託者と協議し決定する。

　　　　③在宅生活改善調査

 　　 ・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護等

　　　 　 ・配 布 数：約20件（事業所）・約45件（ケアマネジャー）

・調査項目：厚生労働省が示す必須項目のほか、オプション項目及び独自項目

の追加について、委託者と協議し決定する。

　　　　④居所変更実態調査

・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内施設・居宅系サービス事業所等

・配 布 数：約40件

・調査項目：厚生労働省が示す必須項目のほか、オプション項目及び独自項目

の追加について、委託者と協議し決定する。

⑤介護人材実態調査

・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内施設・居宅系サービス事業所等

　　　　　・配 布 数：約40件（事業所）・約100人（施設職員）

・調査項目：厚生労働省が示す必須項目のほか、オプション項目及び独自項目

の追加について、委託者と協議し決定する。

　　　　⑥施設入所者実態調査

・調査方法：郵送による配布・回収

・対 象 者：市内に所在する施設等（※）の入所・入居者

　　　　　　※施設には、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等を含む。

　　　　　・配 布 数：約100件

・調査項目：委託者が示す内容を基に協議し、決定する。

２）調査票等の印刷

①介護予防･日常生活圏域ニーズ調査票：A4版、両面、一色刷、14頁程度、1,200部

②在宅介護実態調査票：A4版、両面、一色刷、8頁程度、500部

③在宅生活改善調査票：A4版、両面、一色刷、4頁程度、約70部

④居所変更実態調査票：A4版、両面、一色刷、4頁程度、約40部

⑤介護人材実態調査票：A4版、両面、一色刷、4頁程度、約150部

⑥施設入所者実態調査票：A4版、両面、一色刷、4頁程度、約100部

　※①～⑥は調査項目の内容により増減する。

⑦送付用封筒：角2、クラフト、一色刷、アドヘア、2,200部

⑧返信用封筒：長3、クラフト、一色刷、アドヘア、2,200部（郵送料金後納）

３）調査票の発送

①上記調査（（２）１）①～⑥）の発送に係る郵送料は、受託者負担とする。

②調査票発送時の宛名は、委託者から受託者へ対象者データを提供し、受託者側で宛名ラベルを作成し、調査票への貼付作業を行う。

③受託者は、送付用封筒に調査票及び返信用封筒を封入・封緘し、対象者あてに指定した期日に発送する。

４）調査票の回収

①調査票の返信に係る郵送料は、受託者負担とする。

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の目標回収率は、60％とする。

③調査票の返信先は、「かすみがうら市介護長寿課」とする。

５）調査結果の入力・集計

①受託者は、委託者より調査票を回収し回答結果の入力・集計作業を行う。

②集計は、単純集計とともにクロス集計案を提示し、委託者と協議の上実施する。

６）回収データの分析

①数値目標の設定等の基礎資料となるよう十分なデータ分析を行う。

②日常生活圏域ごとの高齢者の生活実態及び必要なサービス量等が把握できるデータを作成・分析し、その特長や課題を見出すこと。

③その他、分析にあたっては、委託者と協議の上進めること。

７）その他のデータ作成

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答結果を「見える化システム」へ取込むためのデータベースの作成。

②作成方法については、委託者と協議の上進めること。

８）調査結果報告書の作成

①報告書は、集計及び分析結果を簡潔且つ明確に示すこと。

②委託者と協議の上進めること。

③完了後、調査票はすべて委託者に返却すること。

■令和８年度（計画書の作成支援）

次に掲げる事項に配慮し、かすみがうら市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事

業計画の策定支援を行う。

①老人福祉法、介護保険法及び社会福祉法等関係法令との整合が図られた計画で

あること。

②国・県の施策や計画、本市の上位計画など、関連計画との調和がとれたもので

あること。

③利用者本位の計画とするとともに、計画の推進に必要な財源の確保にも留意した計画であること。

④第9期計画までの考え方や方向性を踏襲した計画であること。

⑤策定委員会等における議論及び検討を踏まえた計画であることはもとより、利

用者をはじめとする市民の意見を尊重した計画でありこと。

１）基礎情報収集及び計画骨子案の作成

・将来人口の推計等（総人口、高齢者人口、要支援・要介護認定者数等）

・要支援・要介護者、その他高齢者の基本情報の収集

・計画策定に向けた関連情報の提供

・計画骨子案の提案・作成

２） 既存資料等の収集・分析等

・第9期計画の現状分析及び評価

３）サービス供給基盤の整備目標量の算出等

・介護保険料額、介護保険給付費等の算出

４）会議運営支援（ワーキングチーム会議及び計画策定委員会を各3回実施予定）

・会議資料の作成

・内部担当者（ワーキングチーム）会議への出席・助言

・外部委員で構成する計画策定委員会への出席・助言

・会議録の作成

５）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やアドバイスを行い、資料の作成、結果の取りまとめを行う。

６）地域包括ケアに関する提案

高齢者が地域において自立した生活が営めるよう、予防、医療、介護、住ま

い及び生活支援サ－ビスが一体となった地域包括ケアの推進に向けて、本市の

方針を提案し計画に反映すること。

（３）成果品

■令和7年度

①調査結果報告書：A4版、一色刷り、簡易製本、20部

②「見える化システム」に取り込むためのデータ（CSV形式）

　③上記の電子データ：CD-ROM1枚

■令和8年度

①計画書：A4版、表紙レザック(175㎏）、本文上質紙(44.5㎏）、一色刷り、100

頁程度、くるみ製本、100部

②計画書概略版：A4版、2色刷り、8項程度、300部

③その他、本業務の遂行にあたって作成した資料等10部

④上記の電子データ：CD-ROM1枚

６．その他

■業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

■業務の遂行により知り得た情報を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

■業務の遂行に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び、かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例及びその他の関係法令の規定に従い適切に取り扱うこと。

■資料、調査票及びデータ等の取り扱いに十分注意すること。

■作業手法や行程並びに作業実施に必要な事項について、適宜打ち合わせを行い、国　や県が示す指針等に沿って作業を進めること。

■新たに国や県から計画策定に係る指針等が示された場合は、これを踏まえた内容とすること。

■本業務の履行に際し、発生した一切の所有権・著作権は本市に帰属する。また、これを許可なく公表、貸与、複写及び使用してはならない。

■受託者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、事前に書面にて申告し、委託者から承諾を得た場合はこの限りではない。

■本仕様書並びに関係法令に定めのない事項、また、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と受託者で協議の上決定することとする。